

大和市告示第62号

大和市中企業融資制度利子補給要綱及び大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大和市長 大木 哲

大和市中企業融資制度利子補給要綱及び大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱

(大和市中企業融資制度利子補給要綱の一部改正)

第1条 大和市中企業融資制度利子補給要綱（平成21年大和市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「若しくは事業所名及び」を「、事業所名又は」に改める。

第12条の見出しを「（委任）」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(大和市中企業信用保証料補助要綱の一部改正)

第2条 大和市中企業信用保証料補助要綱（平成21年大和市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 経営安定資金（売上・利益減少対策融資に係るものに限る。）

イ 小口零細企業保証資金

第3条第2号ウ中「（小規模クイック融資（運転・設備））」を削り、同号オ及びカを削る。

第6条中「日」の次に「（分割の場合は、その最後の支払があった日）」を加える。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大和市中企業融資制度利子補給要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前に申請した利子補給金に係る第1条の規定による改正前の大和市中企業融資制度利子補給要綱附則第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

(大和市中企業信用保証料補助要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に申請した補助金に係る第2条の規定による改正前の大和市中企業信用保証料補助

要綱附則第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

(大和市経営安定資金利子補給要綱の一部改正)

4 大和市経営安定資金利子補給要綱(平成21年大和市告示第272号)の一部を次のように改正する。

第2条中「のうち、経営支援特別融資であつて次に掲げるもの」を「(売上・利益減少対策融資に係るものに限る。)」に改め、同条各号を削る。

第8条第1項中「に規定する」を「の規定による」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第9条第1号中「若しくは事業所名及び」を「、事業所名又は」に改める。